

## 診療所等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金交付要領

### (趣旨)

第1条 診療所等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金(以下「給付金」という。)の交付については、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)および健康医療局地域医療課所管補助金等交付要綱(昭和46年4月1日)のほか、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱(令和8年1月26日医政発0126第67号、医薬発0126第1号 厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知)およびこの要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 診療所等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、賃上げに必要な経費や、診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給することにより、確実な賃上げや経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

### (交付対象医療機関等)

第3条 給付金の交付対象となる医療機関等は、有床診療所(医科)、無床診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーションおよび薬局(健康保険法(大正11年法律第70号)上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。)に対して、以下の事業に必要な経費を交付の対象とする。

- (1) 有床診療所(医科)、無床診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーションおよび薬局(以下「診療所等」という。)が行う賃上げ(賃上げの内容については、「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」3. 診療所等賃上げ支援事業(7)および(8)を参照のこと)に必要な経費(以下「診療所等賃上げ支援事業」という。)
- (2) 診療所等(訪問看護ステーションを除く。)が行う物価上昇へ対応するための診療等に必要な経費(以下「診療所等物価支援事業」という。)

2 診療所等賃上げ支援事業の対象となる医療機関等(以下「対象医療機関等」という。)

- ア 有床診療所(医科)、無床診療所(医科・歯科)および訪問看護ステーションは令和8年3月1日時点でベースアップ評価料(※1)を届け出ている施設
- イ 薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約(※2)する施設

ウ 医師または歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所および訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

（※1）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（※2）別表2（1）②に記載の「賃上げ支援事業 実績報告書」において令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。

（給付金の支給額）

第4条 この給付金の支給額は別表1により算定するものとする。ただし、支給額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請等）

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに別表2（1）①および（2）①に記載の書類を福井県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

（申請の受付開始日及び期限）

第6条 給付金の交付申請受付開始日は、令和8年3月30日とし、対象医療機関等は令和8年6月12日までに申請しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、第5条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は前項の交付決定には、第13条に規定する給付金の返還のほか、給付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（交付請求）

第8条 交付決定通知を受けた対象医療機関等は、給付金の支給を受けようとするとき

は、別表2（1）②および（2）②に記載の書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 診療所等賃上げ支援事業に係る給付金の交付を受けた対象医療機関等は、令和8年8月1日までに別表2（1）②に記載の書類を知事に提出するものとする。

（給付金の返還）

第10条 知事は、前条に規定する実績報告等により、給付金の支給を受けた対象医療機関等が次の各号のいずれかに該当することが確認されたときには、給付金の返還を命ずる。

- （1）対象医療機関等が給付金を活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、令和8年6月1日からベースアップを実施したことを、令和8年8月1日までに提出された別表2（1）③に記載の書類を確認した結果、別表1で算定した支給額の全部または一部が賃金改善の内容に充てられていなかった場合
- （2）給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。
- （3）虚偽または不正の手段をもって給付金の支給を受けた場合
- （4）重大な法令違反または公序良俗に反する行為等により、給付金を支給することが適当でないと認められた場合

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

【別表1】

## (1) 診療所等賃上げ支援事業

対象医療機関等		支給額
有床診療所（医科）		許可病床数×72千円 （※1, 2）
無床診療所（医科・歯科）		1施設×150千円
訪問看護ステーション		1施設×228千円
薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数 （※3）として1店舗以上5店舗以下（当 該保険薬局を含む）	1施設×145千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数 （※3）として6店舗以上19店舗以下（当 該保険薬局を含む）	1施設×105千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数 （※3）として20店舗以上（当該保険薬 局を含む）	1施設×70千円

（※1）医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、令和6年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和7年度に繰り越して実施）により同年8月2日以降に削減した病床数を除くこと。以下（2）において同じ

（※2）許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円を支給する。

（※3）厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療科の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。以下（2）において同じ

【別表1】

## (2) 診療所等物価支援事業

対象医療機関等		支給額
有床診療所（医科）		許可病床数×13千円 （※1）
無床診療所（医科・歯科）		1施設×170千円
薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）	1施設×85千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）	1施設×75千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数として20店舗以上（当該保険薬局を含む）	1施設×50千円

（※1）許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円を支給する。

## 【別表2】

## (1) 診療所等賃上げ支援事業

## ① 交付申請時

No.	名称	備考
1	支給申請書	(1) (2) 共通
2	賃上げ支援事業 内容確認書	
3	請求書	(1) (2) 共通
4	県税の滞納がない旨の納税証明書 または 納税状況確認に関する同意書	(1) (2) 共通 非課税の場合は省略可
5	地方消費税の納税証明書	(1) (2) 共通 非課税の場合は省略可
6	振込先の通帳の写し	(1) (2) 共通

## ② 実績報告時

No.	名称	備考
1	賃上げ支援事業 実績報告書	

## (2) 診療所等物価支援事業

## ① 交付申請時

No.	名称	備考
1	支給申請書	(1) (2) 共通
2	請求書	(1) (2) 共通
3	県税の滞納がない旨の納税証明書 または 納税状況確認に関する同意書	(1) (2) 共通 非課税の場合は省略可
4	地方消費税の納税証明書	(1) (2) 共通 非課税の場合は省略可
5	振込先の通帳の写し	(1) (2) 共通